保険·年余 フォーナ

EIOPA がソルベンシー II の 2020 年レビ ューに関する意見を EC に提出(7) -助言内容(グループ監督(その2))-

常務取締役 保険研究部 研究理事

中村 亮一 ヘルスケアリサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1―はじめに

EIOPA (欧州保険年金監督局) が 2020 年 12 月 17 日に、EC (欧州委員会) にソルベンシーⅡ レ ビューに関する意見を提出したと公表1した。このテーマに関しての最初のレポートでは、この EIOPA の意見書の全体概要と、Insurance Europe 及び AMICE の意見表明、さらに保険業界とは異なるス タンスからの批判的な意見を有する欧州議会議員の意見の内容を報告した。また、このシリーズの 2 回目のレポートから、EIOPA の意見書の中の助言内容について報告しており、これまで、「長期保証 (LTG) 措置及び株式リスクに関する措置」、「技術的準備金」、「自己資本」、「SCR (ソルベンシー資 本要件)」、「MCR(最低資本要件)」、「報告と開示」及び「比例性」について報告してきた。また、前 回のレポートでは、「グループ監督」のうちの、グループソルベンシーの計算方法を支配する規則以外 の、グループ監督の範囲、第三国、最小連結グループ SCR の計算及びその他の問題について、報告 した。

今回のレポートでは、EIOPA の意見書の中の助言内容の「グループ監督」のうちの、グループソル ベンシーの計算方法を支配する規則について報告する。

2─EIOPA の意見書からの助言—グループ監督(その2)

今回のレポートでは、「グループ監督」のうちの、「指令 2002/87/EC (FICOD) との相互作用を 含む、グループのソルベンシーの計算方法を支配する規則」の内容について報告する。

1 | 保険持株会社 (IHC)、混合金融持株会社 (MFHC) の取扱い

想定 SCR の計算方法、及びグループソルベンシー計算の目的で IHC と MFHC をどのように扱うか、 特に想定 SCR とそのような会社のための自己資本を明確にする必要性

¹ https://www.eiopa.europa.eu/content/solvency-ii-review-balanced-update-challenging-times_en

規制の枠組みが修正され、金融活動を行う非規制会社の想定資本要件の規定と同様に、親と中間 IHC 及び MFHC の両方に対する想定 SCR の立法規定が明確に含まれるように勧告している。

IHC 及び MFHC の想定ソルベンシー資本要件は、ソルベンシーⅡ 指令の第 100 条から第 127 条に 従って計算し、以下に対する明確な考察がある政策分析で説明されている要素を検討する必要がある。

(i) 想定 SCR の全体的な範囲と適用、(ii) 方法1に基づくIHC/MFHCの想定SCR、(iii) 政策 オプションの分析で提示された方法2及び方法の組み合わせの下でのIHC/MFHCの想定SCR。

利用可能性評価の目的でグループ SCR への関連エンティティの貢献度を決定する場合、最終的な 親会社(保険会社又は持株会社)のソルベンシー資本要件を、参加に関連する株式リスクを差し引い た SCR に基づいて、貢献の計算に含めるべきである、

指令 2002/87/EC (FICOD) との相互作用を含む、グループのソルベンシーの計算方法を支配す る規則

9.6. 保険持株会社 (IHC)、混合金融持株会社 (MFHC) の取扱い

想定 SCR の計算方法、及びグループソルベンシー計算の目的で IHC と MFHC をどのように扱うか、 特に想定 SCR とそのような会社のための自己資本を明確にする必要性

- 9.26 現在の規制の枠組みでは、グループのソルベンシー計算の目的で IHC と MFHC をどのように扱 うか、特にそのような会社に対して想定 SCR を計算する必要がある場合は、明確ではないため、 不均一な競争条件につながる。
- 9.27 EIOPA は、規制の枠組みが修正され、金融活動を行う非規制会社の想定資本要件の規定と同様 に、親と中間 IHC 及び MFHC の両方に対する想定 SCR の立法規定が明確に含まれるように勧告 している。
- 9.28 そのような持株会社の想定 SCR は、IHC 又は MFHC が、とりわけ第 336 条 (b)、第 330 条 (4) (a) 及び第330条(4)(a) と委任規則の第372条(2)(c)(ii)に記載されている目的のための 保険会社として扱われるべきであることに基づいて計算されるべきである。IHC 又は MFHC が方 **法 2** に含まれている場合、これらは、グループソルベンシー計算の目的で、想定自己資本及び想定 SCR を計算する際の保険会社としても扱われる。
- 9.29 IHC 及び MFHC の想定ソルベンシー資本要件は、ソルベンシー Π 指令の第 100 条から第 127 条に従って計算し、以下に対する明確な考察がある政策分析で説明されている要素を検討する必要 がある。(i) 想定 SCR の全体的な範囲と適用、(ii) 方法1に基づく IHC/MFHC の想定 SCR、(iii) 政策オプションの分析で提示された方法2及び方法の組み合わせの下でのIHC/MFHCの想定 SCR_{\circ}
- 9.30 EIOPA は、利用可能性評価の目的でグループ SCR への関連エンティティの貢献度を決定する場 合、最終的な親会社(保険会社又は持株会社)のソルベンシー資本要件を、参加に関連する株式リ スクを差し引いた SCR に基づいて、貢献の計算に含めるべきである、と勧告している。株式リス クを差し引いた計算を実行することが最終的な親にとって負担が大きすぎる場合、グロス計算を適 用することにより、計算を簡素化することができる。

2 │ソルベンシーⅡ指令の第229条-重要ではないとみなされる情報及び会社の非入手可能性。グル ープのソルベンシー要件を計算するための代理手法に対する代替

特にソルベンシーⅡの計算を課すことが煩わしい又は不可能な場合における、ソルベンシーⅡ指令の 第229条の適用における明確性と一貫性の欠如、

市場整合的な評価が適用される場合で以下のケースに対処する場合、グループソルベンシー計算の 目的で簡素化された計算を導入することを勧告している。(i) ただし、ソルベンシーⅡ規則の適用は 負担が大きすぎる、(ii) ソルベンシーⅡ規則を適用するのに十分な情報が不足している、(iii) その 他の合理的な要因がケースバイケースでグループ監督者によって決定される。

簡素化された計算は、グループの総資産のうち、グループへの投資のかなりの割合を占める会社に は適用されるべきではない。また、簡素化の使用は、公平な競争条件を確保し、適用の一貫性を促進 するために、グループ監督者による承認と継続的な(年次)レビューの対象となる必要がある。提案 された簡素化された計算では、持分法(IFRS 又は市場の一貫した評価に従う現地の会計規則)が使 用される。

9.7. ソルベンシーⅡ指令の第229条—重要ではないとみなされる情報及び会社の非入手可能性。グル ープのソルベンシー要件を計算するための代理手法に対する代替

特にソルベンシーⅡの計算を課すことが煩わしい又は不可能な場合における、ソルベンシーⅡ指令の 第229条の適用における明確性と一貫性の欠如

- 9.31 ソルベンシーⅡ指令の第229条は、加盟国又は第三国に本社を置く関連会社に関して、(再)保 険会社のグループソルベンシーを計算するために必要な情報が利用できないことに言及している。 それにもかかわらず、規則に沿っているにもかかわらず、第229条の適用が最善の解決策ではない 場合がある。
- 9.32 したがって、EIOPA は、市場整合的な評価が適用される場合で以下のケースに対処する場合、 グループソルベンシー計算の目的で簡素化された計算を導入することを勧告している。(i) ただし、 ソルベンシーⅡ規則の適用は負担が大きすぎる、(ii) ソルベンシーⅡ規則を適用するのに十分な情 報が不足している、(iii) その他の合理的な要因がケースバイケースでグループ監督者によって決定 される。これは、ソルベンシーⅡ指令の第229条に規定されている、グループソルベンシー計算の 対象となる自己資本からの控除という現在のデフォルトオプションに対する例外的かつ代替的な扱 いである。
- 9.33 この政策オプションの下での簡素化された計算は、欧州のグループが EEA 外に投資及び拡大し ていること、及びグループが国際レベルの競争の場を促進するルールを必要としていることを認め ている。ただし、簡素化されたアプローチでは、同等の第三国と比較して、同等ではない第三国に 優遇措置を提供できないことにも注意する必要がある。
- 9.34 ただし、簡素化された計算は、グループの総資産のうち、グループへの投資のかなりの割合を占 める会社には適用されるべきではない。代替アプローチを適用するための重要性の臨界値は、通常、 グループの総資産に基づいて考慮され、個人ベースで 0.1%、合計ベースで 0.3%の範囲である。
- 9.35 簡素化の使用は、公平な競争条件を確保し、適用の一貫性を促進するために、グループ監督者に

よる承認と継続的な(年次)レビューの対象となる必要がある。

- 9.36 提案された簡素化された計算では、持分法(IFRS 又は市場整合的な評価に従う現地の会計規則) が使用される。
- 9.37 参加の価値がグループの貸借対照表で正の場合、株式、通貨、集中リスクの関連するショックが 適用される。ソルベンシー資本要件を計算するとき、会社の価値は、株式リスク、通貨リスク、及 び集中リスクに衝撃を与える。
- 9.38 計算の出力は、その会社の現地資本要件(「フロア」)の割合より低くすることはできない。次に、 計算の出力がグループ SCR 計算に追加される。ただし、現地の資本要件が不明な場合、簡素化さ れたアプローチは不可能となる。
- 9.39 逆に、参加の価値が負の場合、ショックは適用されない。
- 9.40 自己資本を計算する場合、これらは会計規則 (IFRS 又は市場整合的な評価に従う現地の会計規 則) に従って完全に考慮される。

3 | 方法2の範囲(排他的に又は方法1と組み合わせて使用される場合)

方法全体 (全ての方法で同じ範囲のエンティティ) 及び EEA 全体で一貫した処理を確保するために、 方法2に含まれる会社の範囲とその取扱いを明確にする必要性

ソルベンシーⅡ指令の第 233 条は、方法 2 が適用される会社を明確に特定し、委任規則がそのよう な会社の取扱いを明確に規定すべきであり、特に以下の見解を有している。

- (i) IHC 又は MFHC を方法 2 に含めることができる場合は、想定 SCR 及び想定自己資本の適用に 関する9.3.6の政策推奨事項(背景分析文書を参照)に従う必要がある。
- (ii) 他の金融セクターの取扱いについては、背景分析文書のセクション 9.16 及びセクション 9.3.16 にある EIOPA の勧告を参照のこと。

9.8. 方法2の範囲(排他的に又は方法1と組み合わせて使用される場合)

方法全体 (全ての方法で同じ範囲のエンティティ) 及び EEA 全体で一貫した処理を確保するために、 方法2に含まれる会社の範囲とその処理を明確にする必要性

- 9.41 方法 2 の範囲と適用に関する現在のフレームワークは、十分に包括的ではない。従って、EIOPA は、規制の枠組みで、方法全体(全ての方法で同じ範囲の会社)及び EEA 全体で一貫した取扱い を確保するために、方法2に含まれる会社の範囲とその取扱いを明確にする必要があると勧告して いる。
- 9.42 EIOPA は、ソルベンシーII指令の第 233 条が、方法 2 が適用される会社を明確に特定し、委任 規則がそのような会社の取扱いを明確に規定すべきであるとの見解である。特に:
 - (i) IHC 又は MFHC を方法 2 に含めることができる場合は、想定 SCR 及び想定自己資本の適用に 関する 9.3.6 の政策推奨事項(背景分析文書を参照)に従う必要がある。
 - (ii) 他の金融セクターの取扱いについては、背景分析文書のセクション 9.16 及びセクション 9.3.16 にある EIOPA の勧告を参照のこと。

4 | 部分内部モデル (PIM) と統合手法

グループレベルでの部分内部モデルへの統合手法の適用に関する特定の規定の欠如

グループの範囲内のエンティティに関して部分的であるグループレベルの内部モデルの委任規則の 統合手法に関する要件を明確にするために、以下の点を示している。

- ・特にモデルがエンティティに関して部分的である場合、委任規則の第239条のリスクの統合手法を グループに変換するための必要な変更を加えたアプローチはない。また、統合手法1は殆どの場合 実行可能だが、その適切性の評価において、考慮に入れる点を示している。
- ・グループレベルでの他の全ての統合手法について、又は単独会社内のいくつかの主要な事業単位の 場合、特定のケースに対する統合手法の適切性は、第239条(4)に規定されているようにグルー プによって実証されなければならない。
- ・方法2の適切性の評価(委任規則の第328条)と、方法1の使用の適切性の評価と統合手法1(第 3条)との関連について、委任規則で明示的に参照することを勧告している。

9.9. 部分内部モデル (PIM) と統合手法

グループレベルでの部分内部モデルへの統合手法の適用に関する特定の規定の欠如

- 9.43 グループレベルでの部分内部モデルへの統合手法の適用に関する規制条項の欠如は、委任規制の 第239条及び付属書XVIIIでソロレベルに提供された統合手法の適用に関する質問につながる。第 一に、統合手法の設計は、それらが常に「リスク」の統合を参照し、「会社」を参照しないことを前 提としている。第二に、統合手法1と方法2の関係は明確ではない。従って、EIOPAの助言は、 以下を示すことにより、グループの範囲内のエンティティに関して部分的であるグループレベルの 内部モデルの委任規則の統合手法に関する要件を明確にすることである。
- 9.44 一般に、特にモデルがエンティティに関して部分的である場合、委任規則の第 239 条のリスクの 統合手法をグループに変換するための必要な変更を加えたアプローチはない。また、統合手法1は 殆どの場合実行可能だが、その適切性の評価では次のことを考慮に入れる必要がある。
 - (i) その有効性と方法2との類似性
 - (ii) 特に孤立した会社間の完全又は部分的な分散の提案された認識が経済的な意味がない場合、資 本要件がモデル化された部分の要件に追加されるグループのレベルで、内部モデルの範囲から除外 された孤立した会社の取扱い。これは、例えば、グループレベルの内部モデルの範囲から除外され ているが、資本の結びつきによっても相互にリンクされていない、いくつかの会社から作成された 「新しい仮想会社」に標準式が適用される場合に発生する可能性がある。このような場合、一貫性 を保つために、統合手法1は、方法2では個別に(1つずつ)含まれる関連会社の分散 SCR を計 算するための「デフォルト」アプローチとして使用すべきでない。
- 9.45 グループレベルでの他の全ての統合手法について、又は単独会社内のいくつかの主要な事業単位 の場合、特定のケースに対する統合手法の適切性は、第239条(4)に規定されているようにグル ープによって実証されなければならない。委任規則の第343条(5)(a)(iii)と同様に、会社及び グループは、この手法が、結果として生じるソルベンシー資本要件は、会社又はグループのリスク プロファイルを適切に反映しているという第 239 条(5)(b)で要求される評価の一部としてグル

ープがさらされる全体的なリスクを過小評価しないことを明示的に示す必要がある。これは、(例え ば、モデル化された部分とモデル化されていない部分の同じリスクの間での)存在しない分散効果 の認識がないことを示すことを意味している。委任規則第239条第2項及び第3項で言及されてい るテクニックに関しては、単独の場合とは異なり、これらのテクニックは事業統合のための規則に よって推奨されているとは見なされないが、選択された場合、これらは特定の場合にそれらが依然 として適切であることを保証するために、代替テクニックと同じ要件満たす必要がある(委任規則 の第239条(5)を参照)。

9.46 また、方法2の適切性の評価(委任規則第328条)と、統合手法1との方法1の使用の適切性の 評価(委任規則第343条)との関連について、委任規則で明示的に参照することを勧告している。 方法2の使用又は拒否に関する決定は、代替手段として統合手法1を使用した方法1の使用の分析 と併せて行う必要があり、その逆も同様である。

5 | 方法の組み合わせを使用する場合のグループ SCR 計算

方法の組み合わせの下でグループ SCR のリスクを適切にカバーするための原則の明確化の必要性。 これは特に、参加の株式リスク、通貨リスク、集中リスクに関係している。

以下のことを確実にするために、方法の組み合わせを使用する場合の原則を導入することを勧告し ている。(i) リスク、即ち連結部分外の参加の株式リスクの二重計算はない、(ii) 重大なリスクが無 視されていないが、グループのソルベンシー計算で適切にカバーされている(特に通貨リスクと市場 集中リスクに関係)。

グループ監督者が指令 2009/138/EC の第 220 条 (2) に従って、方法 1 と 2 の組み合わせをグ ループに適用することを決定した場合。方法2に含まれる会社の資本要件の計算に影響を与えること も、これらの会社の資本要件と方法1の対象となるグループの一部について計算された連結グループ のソルベンシー資本要件を合計する要件に影響を与えることもない。

9.10. 方法の組み合わせを使用する場合のグループ SCR 計算

方法の組み合わせの下でグループ SCR のリスクを適切にカバーするための原則の明確化の必要性。 これは特に、参加の株式リスク、通貨リスク、集中リスクに関係している。

- 9.47 EIOPA は、以下のことを確実にするために、方法の組み合わせを使用する場合の原則を導入す ることを勧告している。(i) リスク、即ち連結部分外の参加の株式リスクの二重計算はない。この リスクは、分散を許可せずに単体SCRを追加することでカバーされると予想されるためである。(ii) 重大なリスクが無視されていないが、グループのソルベンシー計算で適切にカバーされている。こ れは特に通貨リスクと市場集中リスクに関係している。
- 9.48 委任規則は、参加の株式リスク、通貨リスク、及び集中リスクを明示的にカバーしている。これ らのリスクは、標準式での取扱いの明示的な説明を可能にするためである。特定のケースで発生又 は関連する可能性のあるその他のリスクは、既存の監督権限に基づいてケースバイケースで処理さ れる。
- 9.49 通貨リスクに関する標準式については、委任規則第188条を参照し、市場集中リスクについては、

委任規則の第 182 条から 187 条を参照する必要がある。内部モデルについては、委任規則の第 343 条及び第349条、従って通常の内部モデル要件を参照する必要がある。

- 9.50 委任規則への推奨される変更は、以下のラインに沿って読むことができる。: グループ監督者が 指令 2009/138/EC の第 220 条(2) に従って、方法1と2の組み合わせをグループに適用する ことを決定した場合。方法2に含まれる会社の資本要件の計算に影響を与えることも、これらの会 社の資本要件と方法1の対象となるグループの一部について計算された連結グループのソルベンシ 一資本要件を合計する要件に影響を与えることもない。後者はまた、方法2によってカバーされる グループの一部に対して、方法2によって含まれる会社によって引き起こされる可能性のある通貨 及び市場集中リスクもカバーするものとする。株式リスクに対する追加の資本要件は計算されない。 方法1の対象となるグループの一部が標準式を使用して通貨及び市場集中リスクを計算する場合、 これらのリスクの資本要件は、本規則の第 13 条、第 188 条及び第 182 条から第 187 条に従って決 定されるものとする。方法1の対象となるグループの一部が、本規則の第345条又は第349条に従 って承認された内部モデルを適用する場合、通貨リスク及び市場集中リスクを内部モデルで考慮す ることができる。
- 9.51 上記は、以下の原則を参照するリサイタルによっても裏付けられる可能性がある(背景分析文書 の 9284 から 9.286 を参照)。
 - 1. 非連結部分に関しては、関連する各保険又は再保険会社は、それぞれ独自に考慮される。サブ グループの統合は許可されていない。
 - 2. 委任規則の第335条によると、方法の組み合わせは次のとおりである。
 - i) リスクの二重計算、即ち連結部分外の参加の株式リスクにつながるべきではない。このリスク は、分散を許可せずに単体 SCR を追加することでカバーされると予想されるためである。
 - ii)また、グループのソルベンシー計算で適切にカバーされることから重大なリスクが無視され ることにつながるべきではない。これは特に通貨リスクと市場集中リスクに関係している。

6 | グループソルベンシー―方法の組み合わせを使用する場合の適用

グループソルベンシー要件の計算に使用される方法2(排他的又は方法1と組み合わせて使用される 場合)が単一会社(排他的又は方法1と組み合わせて使用される場合)に適用されることを明示的に 述べるソルベンシーⅡ指令の第233条の必要性

ソルベンシーⅡフレームワークで概説されている方法2が個々の会社(排他的又は方法1と組み合 わせて使用される場合)、つまり会社ごとに適用されることを明示的に述べるように勧告している。

9.11. グループソルベンシー-方法の組み合わせを使用する場合の適用

グループソルベンシー要件の計算に使用される方法2(排他的又は方法1と組み合わせて使用される 場合)が単一会社(排他的又は方法1と組み合わせて使用される場合)に適用されることを明示的に 述べるソルベンシーⅡ指令の第233条の必要性

9.52 方法2の範囲と適用に関する現在のフレームワークは、十分に包括的ではない。方法2を方法1 と組み合わせて使用する場合、方法の組み合わせをどのように処理するかについての規定はない。

従って、ソルベンシーⅡ指令の第233条では、グループソルベンシー要件の計算に使用される方法 2(排他的又は方法 I との組み合わせで使用される場合)が単一の会社に適用される(排他的に又 は方法1と組み合わせて使用される場合)ことを明示的に述べる必要がある。

- 9.53 EIOPA は、ソルベンシーⅡフレームワークで概説されている方法2が個々の会社(排他的又は 方法1と組み合わせて使用される場合)、つまり会社ごとに適用されることを明示的に述べるよう 委員会に勧告している。
- 9.54 また、ソルベンシーⅡ指令の第 220 条、第 227 条、第 234 条、及び第 235 条を修正して、新し い文言を参照することを勧告している。

7 | グループの自己資本要件

EIOPA は、特に以下の政策問題に関連して、グループレベルでの自己資本項目の分類に関する規制 を明確にすることを規定するよう勧告している。

(1)グループレベルでの自己資本の分類及び単体レベルでの分類基準への依存―委任規則第 330 条(1)

(d) の適用に関する問題

第 330 条(1)(d) の現在の文言は、委任規則の第 331 条から第 333 条に概説されている他のグル ープ自己資本の規定と一致していないため、EIOPA は、委任規則第 330 条のパラグラフ 1(d)を削 除するよう勧告している。

(2)特に保険持株会社又は混合金融持株会社が発行した自己資本項目に関して「制限(encumbrances) がない」ことを評価する(委任規則のリサイタル 127)

発散的な慣行及び法的解釈は、委任規則のリサイタル 127 の関連条項との制限と関連性からの解放 に関する明確さの欠如、特に、グループレベルでのリサイタル 127 の解釈と、委任規則の第 331 条か ら第333条の規定を満たさなかった場合の結果、に由来しているため、EIOPAは、グループ内のIHC /MFHC に関するリサイタル 127 に基づく規定を含めるように委任規則を修正することを勧告して いる。

(3) その他の問題

委任規則の第331条の小見出し/タイトルを、参加と関連する(再)保険会社の両方に言及してい る同じ条項のパラグラフ3に合わせるように改訂することにより、委任規則の第331条のタイトルを 明確にすることを勧告している。

委任規則の第332条を明確にして、親の第三国(再)保険会社への言及も含めることを勧告してい る。

9.12. グループの自己資本要件

9.55 グループレベルでの自己資本項目の分類は、単体基準に従うものとし、したがって、単体会社の 枠組みの文言と解釈に依存する。ただし、グループレベルでの追加要件も満たす必要がある。EIOPA は、特に以下の政策問題に関連して、グループレベルでの自己資本項目の分類に関する規制を明確 にすることを規定するよう委員会に勧告している。

グループレベルでの自己資本の分類及び単体レベルでの分類基準への依存 -委任規則第330条(1)(d)

の適用に関する問題

- 9.56 第 330 条 (1) (d) の現在の文言は、委任規則の第 331 条から第 333 条に概説されている他のグ ループ自己資本の規定と一致していない。 従って、EIOPA は、委任規則第330条のパラグラフ1 (d) を削除するよう勧告している。
- 9.57 このような改正は、委任規則の第331条から第333条の規定(委任規則の第71条、第73条、 及び第77条の要件を含む)が満たされない場合に、グループレベルでの自己資本項目の全額の認 識につながっていく。また、委任規則の第331条から第333条(委任規則の第71条、第73条、 及び第77条への参照を含む)に準拠していない自己資本項目(方法2に基づく)がグループレベ ルで利用可能であると見なされる可能性も回避される。

特に保険持株会社又は混合金融持株会社が発行した自己資本項目に関して「制限 (encumbrances) がない」ことを評価する(委任規則のリサイタル 127)

- 9.58 発散的な慣行及び法的解釈は、委任規則のリサイタル 127 の関連条項との制限と関連性からの解 放に関する明確さの欠如、特に、グループレベルでのリサイタル 127 の解釈と、委任規則の第 331 条から第 333 条の規定を満たさなかった場合の結果、に由来している。したがって、EIOPA は、 グループ内の IHC/MFHC に関するリサイタル 127 に基づく規定を含めるように委任規則を修正 することを勧告している。そのような規定は、グループ監督の範囲に含まれる会社のいずれかが清 算された場合に、グループに属する(再)保険会社の保険契約者及び受益者を保護するために、清 算状況での自己資本項目の返済/償還の停止を提供することで十分であることを明確に示す必要が あり、さらに EIOPA はまた、これがグループの EEA(再)保険関連会社の清算状況に限定される ことを勧告している。
- 9.59 監督当局は、例えば、重要ではない関連のない子会社の場合、例外的な状況において、その項目 の返済の停止又は償還を放棄する可能性を依然として持つべきである。
- 9.60 政策提案は、親保険会社によって発行されたグループ自己資本に制限がないかどうかを評価する 際に、委任規則の新しい規定も適切であると見なされる可能性があることを排除するものではない。 その他の問題
- 9.61 EIOPA は、委任規則の第 331 条の小見出し/タイトルを、参加と関連する(再)保険会社の両 方に言及している同じ条項のパラグラフ3に合わせるように改訂することにより、委任規則の第 331条のタイトルを明確にすることを勧告している。
- 9.62 EIOPA はまた、委任規則の第 332 条を明確にして、親の第三国(再)保険会社への言及も含め ることを勧告している。これにより、関連する会社に言及しているだけでなく、委任規則の第331 条及び第333条との一貫した適用が保証される。

8 | 自己資本の利用可能性評価

(1) グループ SCR への単独拠出をカバーするための自己資本項目の包含 (委任規則の第 330 条 (5)) EIOPA は、委任規則第330条(5)に基づく利用可能性評価(各関連会社の利用できない自己資本 の合計を、関連会社のグループ SCR への貢献と比較するアプローチを維持すること)に関して変更 を加えないよう勧告している。

(2) グループ SCR への貢献度を計算するための公式-SCR 分散化への会社の包含を明確にする必要 性

関連会社が方法1に含まれるグループ SCR を計算する目的で、 分散化された SCR に考慮される全 ての会社を含めることを明確にするよう勧告している。委任規則は、グループレベルの適格自己資本 に利用できない自己資本がより多く含まれることにつながる、グループ SCR への単体拠出の過大評 価を回避するために、委任規則第 330 条に基づく利用可能性評価の目的で、グループ SCR への拠出 の計算において、保険持株会社と混合金融持株会社の包含を考慮に入れるべきであることを明確にす る必要がある、としている。

(3) 調整準備金内の特定の項目の利用可能性評価、技術的準備金又はリスクフリーレートに関する移 行措置からの利益

グループ SCR の補償範囲が、技術的準備金又はリスクフリーレートの移行措置の利益から生じる 自己資本に大きく依存している場合に、グループ監督者が行動を起こすことを可能にする追加の開示 を規制に含めることを勧告している。

グループは、移行利益がデフォルトで利用可能であるという前提なしに、ソルベンシーポジション を計算して開示する必要がある。グループが移行利益に大きく依存しており、グループ全体の損失を 吸収するためのグループ自己資本の実際の能力を誤って伝える可能性がある場合、グループ監督者は 措置を実行できる。

(4) EPIFP 及び委任規則第 330 条に基づく自己資本の利用可能性評価

定期的な利用可能性評価の一部として EPIFP (将来保険料からの期待利益) を検討する要件を委任 規則に導入することを勧告している。

グループは、グループソルベンシー要件をカバーするためにグループレベルで効果的に利用可能な 自己資本を決定するために、委任規則の第 330 条(1)に基づいて、EPIFP の利用可能性を正当化す ることが、自己資本の自己評価の一部として期待される。

(5) 委任規則第330条に関連するその他の問題

委任規則の第 330 条(5)とソルベンシーⅡ指令の第 222 条(4)の間の相互関係は、異なる解釈と 適用につながっているため、明確にする必要がある。(a) 明確化は、グループ SCR への拠出まで、 利用できない自己資本の認識の方向に向けられるべきであること、(b) 申請書は、グループ SCR を カバーするために効果的に利用可能にすることができない関連会社の全ての自己資本項目の合計を参 照する必要があること、が勧告される。

委任規則の第330条(3)の文言は、参加する会社がグループ監督者の満足にそれを実証する必要 があることを明確にする必要がある。

9.13. 自己資本の利用可能性評価

グループ SCR への単独拠出をカバーするための自己資本項目の包含(委任規則の第330条(5)) 9.63 各関連会社の利用できない自己資本の合計を、関連会社のグループ SCR への貢献と比較するア プローチを維持することは、分散された単独 SCR の適用範囲まで利用可能自己資本を認識する精 神と分散効果を考慮に入れ、グループ SCR への貢献に対する移転可能性を制限する必要性との間

のバランスの取れたアプローチと見なされる。従って、EIOPAは、委任規則第330条(5)に基づ く利用可能性評価に関して変更を加えないよう勧告している。

グループ SCR への貢献度を計算するための公式-SCR 分散化への会社の包含を明確にする必要性

- 9.64 EIOPA は、関連会社が方法 1 に含まれるグループ SCR を計算する目的で、分散化された SCRに考慮される全ての会社を含めることを明確にするよう勧告している。委任規則は、グループレベ ルの適格自己資本に利用できない自己資本がより多く含まれることにつながる、グループ SCR へ の単体拠出の過大評価を回避するために、委任規則第330条に基づく利用可能性評価の目的で、グ ループ SCR への拠出の計算において、保険持株会社と混合金融持株会社の包含を考慮に入れるべ きであることを明確にする必要がある。
- 9.65 IHC 及び MFHC の取扱いの詳細については、この勧告のセクション 9.6 及び背景分析文書の 9.3.6 を参照のこと。付属的サービス子会社は、政策助言から除外される。

調整準備金内の特定の項目の利用可能性評価、技術的準備金又はリスクフリーレートに関する移行措 置からの利益

- 9.66 調整準備金における技術的準備金又はリスクフリーレートに関する移行措置からの利益の重要 性に関して、監督上の懸念がある。重要な問題は、必要に応じてそのような自己資本を使用するグ ループの能力(譲渡可能性と代替可能性)にある。このような場合、第1の柱では標準式を使用し たグループによって定量化されていない流動性リスクも考慮する必要がある。従って、EIOPA の勧 告は、グループ SCR のカバー範囲が、技術的準備金又はリスクフリーレートの移行措置の利益か ら生じる自己資本に大きく依存している場合に、グループ監督者が行動を起こすことを可能にする 追加の開示を規制に含めることである。移行措置の利益への重要な依存は、限定されないか、又は グループ SCR の違反を指すだけでなく、各グループの財政状態に依存している。
- 9.67 この政策問題に基づく移行措置の利益は、委任規則第330条に基づく利用可能性評価の対象には ならない。それにもかかわらず、(i) グループレベルでこれらの移行措置のソルベンシー比率への 重大な影響を理解すると同時に、(ii) グループのソルベンシーに貢献するときにそのような利益の 移転可能性を実証することは不可能であることを認めることが重要である。
- 9.68 EIOPA の勧告では、グループは、移行利益がデフォルトで利用可能であるという前提なしに、 ソルベンシーポジションを計算して開示する必要がある。グループが移行利益に大きく依存してお り、グループ全体の損失を吸収するためのグループ自己資本の実際の能力を誤って伝える可能性が ある場合、グループ監督者は措置を実行できる。この措置は開示に影響を及ぼすが、監督者が必要 な監督措置を講じることを容易にするために、ソルベンシーⅡ指令にも含める必要がある。移行利 益への大きな依存は、制限されていないか、グループ SCR の違反を指すだけでなく、各グループ の財政状態に依存している。
- 9.69 関係する単独会社は、グループ監督者の決定による影響を受けない。
- EPIFP 及び委任規則第 330 条に基づく自己資本の利用可能性評価
- 9.70 EIOPA は、定期的な利用可能性評価の一部として EPIFP を検討する要件を委任規則に導入する ことを勧告している。EPIFPは、デフォルトで利用可能でないという前提の対象となるべきではな いが、利用可能性は正当化されるべきである。 グループは、グループソルベンシー要件をカバーす

るためにグループレベルで効果的に利用可能な自己資本を決定するために、委任規則第330条(1) に基づいて、EPIFP の利用可能性を正当化することが、自己資本の自己評価の一部として期待され る。いずれの場合も、委任規則の第330条(5)に従い、グループSCRへの各企業の拠出まで、グ ループソルベンシーで利用不能な自己資本を考慮に入れることができることに注意する必要がある。

委任規則第330条に関連するその他の問題

- 9.71 委任規則の第 330 条 (5) とソルベンシー II 指令の第 222 条 (4) の間の相互関係は、異なる解 釈と適用につながっているため、明確にする必要がある。
 - a) ソルベンシー Π 指令の第 222 条(4)の文言は、関連会社のソルベンシー資本要件に焦点を当て ており、委任規則の第330条は、グループSCRへの貢献に焦点を当てている。
 - b) 委任規則の第 330 条 (5) は自己資本の項目に言及しているようだが、ソルベンシーⅡ指令の第 222条(4)は自己資本の合計に言及している。
- 9.72 従って、(a) 明確化は、グループ SCR への拠出まで、利用できない自己資本の認識の方向に向 けられるべきであること、(b) 適用は、グループ SCR をカバーするために効果的に利用可能にす ることができない関連会社の全ての自己資本項目の合計を参照する必要があること、が勧告される。
- 9.73 委任規則の第330条(3)によれば、参加する会社がどの監督当局に対して、想定される利用不 可能な自己資本項目が実際にグループレベルで利用可能であることを証明するかは不明であり、こ れは異なる適用を構築するように思われる。従って、委任規則の第330条(3)の文言は、参加す る会社がグループ監督者の満足にそれを実証する必要があることを明確にする必要がある。

9 | 少数株主持分-連結グループの自己資本から差し引かれる少数株主持分の計算の基礎とアプロー

規制レベル (レベル2) で少数株主持分を計算するための明確な根拠とアプローチの必要性 ソルベンシーⅡの少数株主持分を計算するために従うべき根拠とアプローチをさらに明確にして、 公平な競争条件を確保するよう勧告している。

少数株主持分の計算は、会計からソルベンシーⅡへの再評価を考慮に入れるために、ソルベンシー Ⅱの評価に基づいており、グループ内劣後債及びグループ内補助自己資本を差し引いたものであり、 外部劣後債を含める必要があると勧告している。また、アプローチに関して、EIOPA は、グループ自 己資本からの少数株主持分の控除は、グループ自己資本の利用可能性評価とは別に管理する必要があ ると勧告している。

政策助言は、グループのソルベンシーに関する EIOPA のガイドラインの現在のガイドライン 14 に 沿ったものになる。

9.14. 少数株主持分-連結グループの自己資本から差し引かれる少数株主持分の計算の基礎とアプロ ーチ

規制レベル (レベル 2) で少数株主持分を計算するための明確な根拠とアプローチの必要性

9.74 グループ自己資本から差し引かれる少数株主持分の金額は、委任規則の第330条に従って考慮さ れなければならない。しかし、この規則は、グループ自己資本から差し引かれる少数株主持分の計

算に基づく説明とアプローチを提供しておらず、これは監督上のコンバージェンスと公平な競争の 場の問題を生み出す。従って、EIOPAは、委員会に対し、ソルベンシーⅡの少数株主持分を計算す るために従うべき根拠とアプローチをさらに明確にして、公平な競争条件を確保するよう勧告して いる。

- 9.75 EIOPAは、少数株主持分の計算は、会計からソルベンシーⅡへの再評価を考慮に入れるために、 ソルベンシーⅡの評価に基づいており、グループ内劣後債及びグループ内補助自己資本を差し引い たものであり、外部劣後債を含める必要があると勧告している。
- 9.76 アプローチに関して、EIOPA は、グループ自己資本からの少数株主持分の控除は、グループ自 己資本の利用可能性評価とは別に管理する必要があると勧告している。少数株主持分控除は、各子 会社の利用可能性評価が実行された後に適用される追加のステップである。
- 9.77 委任規則はまた、委任規則第330条に基づいて控除される少数株主持分を計算する場合、関連会 社の適格自己資本のグループレベルでの利用可能性を決定するプロセスは、委任規則第330条のパ ラグラフ5がパラグラフ4に優先する必要があることを意味することを明確にする必要がある。従 って、子会社のグループ SCR への貢献を超える少数株主持分の一部は、少数株主持分の計算にお いてグループ自己資本から差し引かれる。
- 9.78 政策助言は、グループのソルベンシーに関する EIOPA のガイドラインの現在のガイドライン 14 に沿ったものになる。グループ自己資本から差し引かれる子会社の少数株主持分の金額は、ポイン ト(a)で参照されている金額を計算し、ポイント(b)で参照されているパーセンテージを掛ける ことによって決定する必要がある。

グループ SCR への拠出を超える利用可能な自己資本は次のように計算される。

- (a) 子会社の適格自己資本の合計(グループ内劣後債及び付随的自己資金を差し引いたもの)か ら以下のいずれか高い方を差し引いたもの:
 - (i) グループ SCR への保険会社の拠出
 - (ii) 子会社からの利用不可能な自己資本の合計額(グループ内劣後債務控除後) 拠出を超える利用不可能な自己資本は、依然として全体的な自己資本計算の下で控除される ことに注意する必要がある。この金額は、MI%の適用の対象ではない。
- (b) 当該子会社に関する少数株主持分の割合は、連結勘定の設定に使用される割合

3-まとめ

以上、今回のレポートでは、ソルベンシーIIの 2020 年のレビューに関する EIOPA の意見書の中の 助言内容の「グループ監督」のうちの、グループソルベンシーの計算方法を支配する規則について報 告してきた。

次回のレポートでは、「サービスを提供する自由と設立の自由」及び「マクロプルーデンス政策」に ついて報告する。

以上